

改正

平成12年3月31日条例第75号

平成17年3月24日条例第20号

平成20年3月24日条例第28号

平成23年3月24日条例第20号

平成24年3月23日条例第28号

平成26年3月25日条例第29号

平成26年7月2日条例第55号

旭川市科学館条例

(設置)

第1条 本市は、博物館法（昭和26年法律第285号）の規定に基づき、科学の理解、普及、学習及び研究に資するため、旭川市科学館（以下「科学館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 科学館の位置は、旭川市宮前1条3丁目とする。

(使用の承認等)

第3条 科学館の特別展示室、学習・研修室、理科実験室その他の実験実習室又は天文台を使用しようとする者は、あらかじめ旭川市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

- 2 委員会は、前項の承認をする場合において、科学館の管理運営上必要があると認めたときは、その使用について条件を付することができる。
- 3 委員会は、使用を不相当と認めたときは、使用の承認をせず、又は既にした承認を取り消し、若しくは使用を停止することができる。

(観覧料及び使用料)

第4条 科学館の常設展示室又はプラネタリウムを観覧しようとする者にあつては別表第1に定める観覧料を、前条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）のうち、特別展示室又は学習・研修室を使用するものにあつては別表第2に定める使用料を納入しなければならない。

- 2 観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）は、前納しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料等を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の不還付)

第5条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 科学館の常設展示室又はプラネタリウムを観覧する者（以下「観覧者」という。）又は使用者の責めに帰すことのできない理由により観覧又は使用することができなくなつたとき。

(2) その他委員会が特別の理由があると認めるとき。

(損害賠償)

第6条 観覧者又は使用者が、建物又は設備その他の物件を破損し、又は滅失したときは、委員会が定める損害額を賠償しなければならない。

(協議会)

第7条 科学館の円滑な運営を図るため、委員会に旭川市科学館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、博物館法第20条第1項に規定する博物館協議会とする。

3 協議会は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する委員10人をもつて組織する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験者

(4) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であつて、委員会が行う公募に応じたものの

4 委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例の施行期日は、旭川市教育委員会が別に定める。（昭和38年10月教委規則第7号で、同38年11月1日から施行）

附 則（平成12年3月31日条例第75号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 旭川市青少年科学館使用条例（昭和38年旭川市条例第48号）

(2) 旭川市立天文台条例（昭和26年旭川市条例第27号）

附 則（平成17年 3 月24日条例第20号）

この条例は、平成17年 7 月23日から施行する。

附 則（平成20年 3 月24日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、旭川市事務分掌条例の一部を改正する条例（平成19年旭川市条例第43号）の施行の日（平成20年 5 月 1 日）から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において委嘱されている旭川市科学館協議会の委員及び旭川市博物館協議会の委員の任期は、第 1 条の規定による改正前の旭川市科学館条例第 7 条第 4 項及び第 2 条の規定による改正前の旭川市大雪クリスタルホール条例第10条第 4 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成23年 3 月24日条例第20号）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月23日条例第28号）

1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市科学館条例第 7 条第 3 項第 2 号の規定は、平成24年 9 月 1 日以後に行われる旭川市博物科学館協議会の委員の任命について適用する。

附 則（平成26年 3 月25日条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において任命されている旭川市博物科学館協議会の委員の任期は、第 1 条の規定による改正前の旭川市科学館条例第 7 条第 4 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成26年 7 月 2 日条例第55号）

この条例は、地方自治法第260条第 2 項の規定に基づく告示に定める日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

観覧料

区分		施設	単位		金額
個人	高校生	常設展示室	1日につき	単独	円 250
				共通ア	170
		プラネタリウム	1回につき	単独	200
				共通ア	120
		常設展示室及びプラネタリウム	1日（プラネタリウムは、1回）につき	単独	300
				共通ア	300
		1年につき	単独	600	
			共通ア	540	
	一般	常設展示室	1日につき	単独	400
				共通ア	290
		プラネタリウム	1回につき	単独	300
				共通ア	200
		常設展示室及びプラネタリウム	1日（プラネタリウムは、1回）につき	単独	500
				共通ア	490
	1年につき	単独	1,000		
		共通ア	870		
団体	高校生	常設展示室	1人1日につき	単独	200
				共通ア	130
		プラネタリウム	1人1回につき	単独	160
				共通ア	100
		常設展示室及びプラネタリウム	1人1日（プラネタリウムは、1回）につき	単独	240
				共通ア	240

	一般	常設展示室	1人1日につき	単独	320
				共通ア	230
		プラネタリウム	1人1回につき	単独	240
				共通ア	160
		常設展示室及びプラネタリウム	1人1日（プラネタリウムは、1回）につき	単独	400
				共通ア	390

備考

- 1 「高校生」には、高校生と同年齢の者を含む。
- 2 「団体」とは、一団の観覧者の数が20人以上のものをいう。
- 3 「1年」とは、常設展示室又はプラネタリウムを観覧した日から起算して1年間（共通アの場合にあつては常設展示室若しくはプラネタリウム又は旭川市博物館を観覧した日のいずれか早い日から、共通イの場合にあつては常設展示室若しくはプラネタリウムを観覧した日又は旭川市旭山動物園に入園した日のいずれか早い日から起算して1年間）をいう。
- 4 「単独」とは、常設展示室、プラネタリウム又は常設展示室及びプラネタリウムの観覧のみをすることができる場合をいう。
- 5 「共通ア」とは、常設展示室、プラネタリウム又は常設展示室及びプラネタリウムの観覧のほか、旭川市博物館を観覧することができる場合をいい、旭川市大雪クリスタルホール条例に規定する観覧料を併せて徴収するものをいう。
- 6 「共通イ」とは、常設展示室及びプラネタリウムの観覧のほか、旭川市旭山動物園に入園することができる場合をいい、旭川市旭山動物園条例（昭和42年旭川市条例第21号）に規定する入園料を併せて徴収するものをいう。

別表第2（第4条関係）

使用料

時間区分	午前	午後	全日
	9時30分～13時	13時30分～17時	9時30分～17時
特別展示室	4,500円	4,500円	9,000円
学習・研修室	4,000円	4,000円	8,000円

備考

- 1 使用面積が2分の1の場合の使用料は、当該使用料の額の5割に相当する額とする。
- 2 委員会は、科学館の運営に支障がないと認めるときは、開館時間以外の使用を認めることができる。この場合の使用料は、午前9時30分以前又は午後5時以降1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、それぞれ午前の区分又は午後の区分の使用料の額の3割に相当する額とする。
- 3 準備又は原状回復（以下「準備等」という。）のために使用する場合の使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める使用料の額の5割に相当する額とする。
 - (1) 開館時間内であるとき。 準備等に係る使用の承認を受けた区分の使用料
 - (2) 開館時間外であるとき。 前項後段の規定により算出された使用料
- 4 冷暖房料については、委員会が別に定める額を徴収する。
- 5 この表により算出された使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。